

石狩市乳児等通園支援事業の認可手続きについて

1. 経緯

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、改正後の児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が創設され、国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができるとされています。

2. 認可手続き及び基準

認可申請があった場合は、児童福祉法第34条の15第3項各号及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めた市の条例に基づき、審査を行うとともに、石狩市子ども・子育て会議の意見を聴取することとなっています。

3. 認可手続きに必要な書類

※市内で認定こども園及び地域型保育事業所の運営実績がある法人は、★印は省略可

- (1) 名称、種類及び位置 ★
- (2) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ★
- (3) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (4) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴 ★
- (5) 収支予算書
- (6) 事業開始の予定年月日
- (7) 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 ★
- (8) 乳児等通園支援事業を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類 ★
- (9) 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

4. 認可手続きに関するスケジュール

実施月	内容
3月上旬	令和7年度乳児等通園支援事業の実施事業者を公募
3月下旬	市内認定こども園等7事業者を選定し、認可申請に関する案内を通知
4月中旬	事業者から認可申請書類を受理
5月下旬	石狩市子ども・子育て会議にて意見聴取し、認可